

公立保育所等経営審議会 議事録要旨

日 時	令和元年12月25日（水）午前10時30分～正午	
場 所	市役所 本庁舎災害対策本部室	
出席者	委 員	（会長）横山幸司、（副会長）新井美保子、石井佳子、黒柳みゆき、齊藤由里恵、執行紀美代、杉田昌信、寺部暁、橋本晃、山田京子
	事務局	副市長、企画部長、行革・政策監、経営管理課長 経営管理係長、経営管理課担当
	担当課	子育て健康部長、保育課長、保育課主幹、保育課課長補佐、 保育課専門主査
次 第	1 市民憲章唱和 2 会長あいさつ 3 民間手法導入の他市事例等について 4 民間手法を活用した保育園等の運営について	

- 1 市民憲章唱和
- 2 会長あいさつ

前回のご質問・ご指摘について
（担当課説明）

【会長】

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様おわかりになりましたでしょうか。特に「3 他市の事例・民間手法」と「4 安城市の幼児教育・保育におけるビジョン」につきましては、この後の議題の中で詳しくご説明いただきたいと思っておりますけれども、「国・県の補助金の活用について」は、安城市は、現在のところは、地方交付税といういわゆる国からの仕送りをもらっていない、財政豊かな団体ではありますが、無償化になれば、その分の持ち出しは相当な額にのびります。逆に一部でも民間活力を導入すれば、国の補助金制度を受けられるメリットがあるということです。

そして認定こども園も、今回の審議の対象になるということで併せて考えていきたいということです。

それでは議題3「民間手法導入の他市事例等について」、民間手法を導入するならば、どんな先進事例があるのか担当課からご説明いただきたいと思っております。

- 3 民間手法導入の他市事例等について

(担当課説明)

【会長】

前回委員の皆様からもご質問等がありました、民間手法はどんな手法があるのか、あるいは先進自治体はどういうところがあるのか、といったことに対するご回答であったと思います。民間手法と言いましても、大きくは、3つあり、一般的にイメージしやすいのが、株式会社や一般社会福祉法人ですが、それだけではなく、公共的な団体である社会福祉協議会、市自身が設立する社会福祉事業団もまた民であるというご説明でありました。そしていずれの手法も、国の補助制度が活用でき、それぞれにメリット、デメリットがあるというお話でした。

ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

まず1点スケジュールの確認です。今日は民間手法についての情報提供をしていただいて、今後どういう流れになっていくのでしょうか。

どこの段階で何を決めて、意見を出して、それをまとめていくとか何かそういうスケジュールはどのようになっていますか。

【事務局】

今後の流れでございますが、第2回審議会の議題でございますように、今、他市事例について説明をさしあげました。その後、民間手法を仮に導入ということであればどういった運営があるのかということで、今から安城市として、現段階での案ということでお示しをさせていただきますので、説明の後にご審議をいただき、ご意見をいただければと思っております。今回ご説明さしあげ、今回と第3回で委員の皆さまのご意見を頂戴していきたいと思っております。

【委員】

私がスケジュールについて尋ねたのは、それを考えずに質問すると、議論があちこちに散ってしまうと懸念しましたので、最初に質問させていただきました。

民間手法のメリットと課題というところで、公立の場合はメリットと課題を保育環境の変化なしとか補助制度なしというところで挙げていますが、手法自体のメリットはそうなのかもしれませんが、利用者側から、特に公立神話みたいな感じで思っている方がいると思います。そうした方々が感じているメリットも踏まえて、伝えていただくと良いかと思っております。現実には民間でもたくさん保育園運営がされており、公立だからいい子が育つことはないわけです。移管のときの話は、利用者の方や市民の方が思い込んでいる所はある

と思いますので、そこを解消して、変わることで保たれるとか、心配ないという所につなげるために、一つひとつ、市民が思っているところを整理していただくと良いかと思いました。

もう一つは、例えば社会福祉協議会や事業団において、市職員の身分を併せ持つ、処遇は市の職員に準ずるということは、例えば保育士のシフトを分ける際に、決まった労働時間中でも延長保育は可能であるが、保育士の反発があってできないと言ったことを他市で聞いたことがあります。市の職員の身分を併せ持つことは、メリットだけではなくマイナスに働くことはないかと、疑問に思いました。

今のまま変わらないのであれば、財政面だけではなく、より良い方向に行くというところが少し見えないかと思っています。民間移管することで、保育を受ける園児にとっても保護者の方にとっても良い方向に行くメッセージも必要かと思っています。

【会長】

ありがとうございました。良いご指摘だと思います。

まず、今後、民間手法を導入してどういうふうに、どんな状況にいろんな面から良い面、いろいろあるのではないかということにつきまして、次の民間手法を活用した保育園等の運営について、ビジョンの中で語っていただける、ご説明いただけるかと思っております。

その中で例えば事業団を設立するのであれば、どんなスケジュール、設立運営から、以降の手續とかスケジュール感ということも、併せてお聞きしたいと思います。

そして、最後の職員の身分ですが、メリットとしては、民間の柔軟なマネジメントということが大きな一つの要素になってくるわけです。そこはいろいろな働き方ができるところに正規職員より幅が広がるところがあるかと思っています。しかし、一方で、不安に思われる職員の方もいらっしゃるでしょうから、今後また詳しくご説明いただければと思います。

【委員】

安城市にとっての幼児教育と保育とは何か整理しなければいけない。幼児教育は3歳4歳5歳ですので、低年齢児問題への対応なのか、それも併せて、不分明な感じがします。

民と言っても様々あり、民間の柔軟性と言われますが、市でも柔軟に考えようと言われているので、あまり民間は柔軟性がある市が硬直的と言っているのか、心配するところでもあります。

もう一つは、市の考えに沿った運営、保育所保育指針で運営基準はそんなに変わらないし、市の運営基準に関する条例に基づく運営などであまり変わらな

い。どこが民と市でやる場合の違いなのか。そこを明瞭に整理していただきたいと思ひまして、この問題が幼児教育か保育の話か、幼児教育・保育の無償化に伴う市の財政負担、それは今後整理をしていただきたいと思ひます。

【会長】

委員のご指摘も踏まえて、次に安城市の幼児教育と保育に関する考え、それから民間手法を活用した場合の保育園等の運営のあり方について、ご説明をいただく予定になっています。今の委員の皆さんのご指摘のお答えも併せてご説明いただきたいと思ひます。

4 民間手法を活用した保育園等の運営について

(担当課説明)

【会長】

財政的な見地から入ってきましたが、安城市は子ども子育て支援事業計画に基づき、指針を持って幼児教育保育を進めていくということでした。

しかしながら、現実的な対応として一部に民間手法を導入する、いわゆる公私連携型事業団方式というものを目指したいとご説明いただきました。このことを中心に、今までのことも全部含めて、ご質問・ご意見・ご指摘等いただきたいと思ひます。

【委員】

私が一番気になったのは、事業団方式に変わることによって保育士が市から派遣されますが、全く今の状態と変わらないのか、それとも民間の保育士と一緒に働く形になるのか、もし一緒に働く場合に市職員と同じ給与体系、処遇を受けられるか心配なのと、事業団方式を導入すると保育士が辞めなくても済むのかということも気になります。

安城市の中で、保育園とか事業団保育園とか公立保育園が連携していく形になると思うのですが、その中で保育士、幼稚園の教員の方たちの処遇は、同じようにするのかという給与面、待遇面がどうなっていくのか、気になります。名古屋市は公立の保育園、民間の保育園の給与体系が大体同じように設定されていると聞きました。男性の保育士はなかなかやっつけいけないという話、全国的によく聞きますが、保育士の給与形態が一番気になってしまいました。

【会長】

この答えは、次回まとめていただきたいと思ひます。

【委員】

民間移管の規模が保育園のおおむね半数程度という説明がありましたが、社会福祉事業団に移管する際、おおむね半数程度とする理由は何か、民間移管の対象園は、規模とか定員など、どのような園が想定されているのか、選定するにあたり選定の理由を聞きたいです。

【委員】

1点目は、保育に対する市の考え方と、今、検討する民間手法を活用した保育の運営が、どうリンクしているのかが全くわかりません。小1プロブレムの発生が民間手法を導入したら解消するかという話につながるのか、よくわかりませんでした。

2点目は、民間手法導入にとって、財政面は大きいところですが、財政面だけにしかメリットが感じられないような形になっているのが、ちょっと悲しいと思いました。

運営案の一番最初のところに、本来、公立のまま継続するのがいいのかもしれないが…と書いてあるんですが、この発想が全くわかりません。たぶん内部でもそう思っているんだらうということだけがわかったと。本来良いと思ってるなら、そのままお金がかかっても公立で運営した方が良いかどうかという議論にもなってしまうと思ひまして、私自身もまた持ち帰って、何でそういうふうになる、なぜなのかというところを考えたいと思ひますが、この民間手法を導入することが良いよねというところをもう少し打ち出してほしいなと思ひました。

【委員】

今までの公立保育園の運営と全く変わらない状況の中で事業団という財政の中で有利な動きをする状態だから、本当にそのためだけの内容で、結局、中身が変わってないと感じました。子どもの最善の利益が確保されるためには、保育士の数が重要です。民間保育園も同じ安城市の補助金をいただきながら、認可された社会福祉法人としての務めを果たしているつもりです。

子どもの最善の利益を確保するためには、保育士としての余裕だったり気持ちだったり、そういうところを考えられるような保育園のあるべき姿、考え方というのは目指す子ども像ではなく、保育士としてあるべき姿というのがないと、本当に子どもの最善の利益は保証されません。そこを考えていくためには、保育に対して前向きな考え方が必要で、そのためには、保育士に余裕があり、そこから子どもをどう育てていこうかという目指す像が生まれてくると思ひます。そういうところで子どもに生きる力が出てきて、初めて小1プロブレムというのでも解消されていく方向にいくと思ひます。子ども像の段差を少なくする話ではなく、子どもの生きる力をどうやって育てていくか、0～2歳の間

は信頼関係をつくっていくために、保育士の子どもとの関わり方はどのような形がいいか考えて、初めて子どもの最善の利益を確保するための動きがでると思います。少子化で子どもが少なくなってくる中、民間保育園の生きる道が狭まっていくような気がして、安城市の認可保育園も公立保育園も同じ給料であったり、保育士の数が一緒であることを確保した上で、子どもの幸せを考えて、子育てしやすい環境にしてほしいと思いました。

【委員】

今、社会福祉事業団となって、民間移管するということが出ています。説明していただいたメリットや課題を見る限り、私もこの方法が1番良いのではないかと思いましたが、実際、一般社会福祉法人に民間化した例えば豊田市のようなところもあり、わざわざ保護者の反発もありそうな方向で民間に移管した。ここには書いてないようなメリットがきっとあったと思うんですけども、それが何だったのか。わざわざ今、反発を生むようなやり方で行ったのはどうしてだったのかなというのが一つ気になりました。

もう一つは、安城市の基本方針として公立園として培ってきた保育の継承というのが挙げられていますが、公立保育園が持つ地域における多面的な役割というのが具体的にどういうもので、それが今回約半数は民間にするということで、その数が減っても担えるのかが気になりました。

前回説明していただいた中に、特別保育は公立園が始めて民間園に拡大していったと説明がありましたが、公立園の数が多かったので、波及したというのならわかりますが、その数が減って、安城市の教育の影響力というのは維持されるのかどうかも気になりました。

【委員】

一市民としての意見ですが、他の委員がおっしゃったように、民間化は財政面に効果があるということが、アピールされているだけじゃないかというところも同じように思いました。

しかし、サービスをより良いものにするには、経済的にある程度きちんとした担保がないと難しく、病児保育などをもっと実施できるようにするには、経済的にしっかりした基盤がないと難しく、そこを大きく考えてくださり、メリットデメリットを考えながら、いろいろな方法を調べ提示してくださっているので、一市民としてすごく心強い印象を持ちました。

自分が疑問に思ったところは、保育の環境を変えないというところをアピールしてくださっていますが、変えないほうが果たして良いのか、あまりよくわかりません。0～2歳児のときは保育園に、3歳ぐらいから、私立幼稚園に通いたいと転園する人が周りに結構いらっしゃいますし、自分の子どもは0～2歳のときに保育園で預ける際は、家の近くの園は空きがなく待機児童になり、そ

これは共働きで厳しいため、小学校区でない少し離れた保育園に預けました。3歳になったときに、転園すると子どもの気持ちが不安定になるかという心配もあり、4歳5歳ぐらいのところで小学校区の保育園に転園する場合、結局、保育環境も先生も変わるので、デメリットなのか、どうすればいいのかと思いました。

【委員】

従来、安城市は、幼稚園は私立でという住み分けがあります。

少し遠い話になりますが、そろそろ国会で国家公務員の65歳までの定年の話題があがっています。今後幼稚園の先生も65歳定年制、こういう視点も頭の中に入れて今後ご検討願いたいなというのが2点目です。

市の考え方に沿った運営というのが何か抽象的なので、市のホームページを見ると、保育目標とかありますので、そういうことでしょうかというのが3点目です。

4点目は、一概に民間だから給料が安いわけではないが、市として、今まで市で行っていたものをいろんな事情があって、いろいろ考えて民営化ということも考えておられる。募集して株式会社とかいろんな方が新規参入ということを思いますので、そのときに、給与水準がそんなに変わらない、民間でやったら安い給料でもそういうことは余り選択されないように、何か条件をおつけになった方がいいのかなと思いました。

それから、本市における幼児教育保育に対する考えで子どもの最善の利益が確保されるということで、僕が思うには、利益といたら、株式会社で利益を否定されて困るわけですので、この子どもの最善の利益というのは、経済的なことを多分求めているんじゃないですよ、というところこの標語もね。なお、最善の利益という言葉は、この言葉を使っていいのかどうか、もっといい言葉があるのではないかというふうに思います。今は、子どもの利益も大事だけれども、これから大人の利益も大事だし高齢者の利益も大事だし。今回の幼児教育の無償化等々は本来は社会保障に使うお金でしたので。

【委員】

補助金のために、社会福祉事業団へ移行が強く出ているかと思いますが、その中で民をどのぐらい入れるのかがポイントだと思います。

今のままでは、安城市から、そのままつけかえただけと思うので、その辺が今後の検討材料になるのかなと思います。

基幹園を設置する意図がよくわからないところがあり、わざわざ分ける必要があるのかというのは単純に思いました。

【委員】

今日ご説明いただいた移管の方法として、市の社会福祉事業団というのが、よく考えられたと思ったところです。こういう方法があり、民間移管に対する交付団体と不交付団体のご説明をいただいて、安城市は、収入額、税収が豊かにあって、不交付団体ということは、これから無償化に伴って市の負担が約3.9億円増えるという話で、それが出せないほどの豊かさはないということなのか、これを本当に考えないといけないところかがひっかかるということです。

豊かな安城市は不交付団体で済む税収が十分にあるけれども、教育、子どもの発達や教育にかかわる所でどうしても民間手法の導入をやらないといけない理由が弱いと私は感じます。

公立であることの安心感は出ましたが、今まで公立が担ってきたところから考えれば、税収が豊かにあると国にとらえられているならば、やはり安城市の責任としてここはやるべきところではないのかなと。もし民間移管するとすれば、教育や保育の部分ではなく、他のところに、優先順位的にそうではないのかと疑問に思うところです。話を一番始めに戻すような感じがあるので、申し訳ないですが、そのようなことも感じざるを得ないので、そのあたりをお考えいただければと思いました。

もし民間移管する、そして、福祉事業団に移管することで考えると、本当に今の公務員として身分・処遇をそのままに異動ということになって、3年あるいは5年以内にまた公立園に戻ってくるという点では保育の質も含めてかなり保証されているかと思います。逆に言えば、看板だけ変える形で、これは本当に制度的に大丈夫か、本当に民間移管と思っておられるのかということところが心配で、国立市は導入していますが、本当に大丈夫かと思いました。きっと事務局で考えられたことだから大丈夫だと思うのですけれども。

中身の問題は、公務員の処遇のままで異動になるので保育の質を確保するという意味では、あり得ると思いますが、例えば管理職の方、園長や主任もみな派遣の形になっていくのか。

園長に限っては、例えば定年退職した園長は再雇用していく形なのか、全く違うのか、募集して園長にしていくのか。保育の質を考えていくときに管理職が非常に大事になってくるので、そのあたりも派遣なのかどうか、教えていただきたいと思いました。

研修が大事なところだと思うので、民間移管になった場合も市の公立園と同様、共通の研修制度とか合同の研修を受けることになるのではないかと思います。そのあたりも確実に保証されるのか。

要は、保育の質の低下を招きかねない、例えば実習生を受け入れてくださるかどうかが、そのあたりも含めて全く公立と同じと言えるような中身をぜひ維持していただきたいと考えました。それが今までの市の園としての安心感ではないかと。保育に対して共通の理解を全ての先生がしてくださってるという安心感だったのではないかと感じています。

【会長】

委員の皆様からいろんな意見がありましたので、次回、さらに詳細なご説明をいただきたいと思います。少し誤解をしないでいただきたいことを前提に申し上げますと、この審議会は、教育審議会ではありません。幼児教育とは、保育とは、ということ突き詰める審議会ではなく、経営審議会です。どのような形態が、今後10年20年、安城市の保育園、幼稚園を持続可能に経営していくうえで適切なのか、極めて実務的なところが求められていることを前提にご議論いただきたいと思います。

そういう中で公立の今の保育士たちの待遇や、あるいは民間園の皆さんの待遇ですとか、そういったことに対する疑念もございました。あるいは指針に対して、この民間手法導入がどう対応しているのかという本質的な問題もございました。そういったことについて、やはり丁寧な説明が必要なのかと思います。

そこで、今、当事者として、公立の保育園の保育士たちがどんなことを考えていらっしゃるか、ぜひ意見を集約していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

1月9日に各園の園長が集まる園長会がありますので、各園の園長の意見も聞いてくるのが可能かと思います。

【会長】

是非、ご報告いただきたいと思います。公私連携とは、それぞれの役割分担だと思います。協調しながら進むべきところと、それぞれの持ち味を発揮していただけたらと、いろいろと実務的にも協議していくべきことがあると思いますので、そうしたことも併せて丁寧に説明をいただくということが大事かと思います。

今日、初めてこの案も出たわけですから、次回以降、また詳しいご説明をいただき、皆さんと一緒にまた考えていきたいと思います。